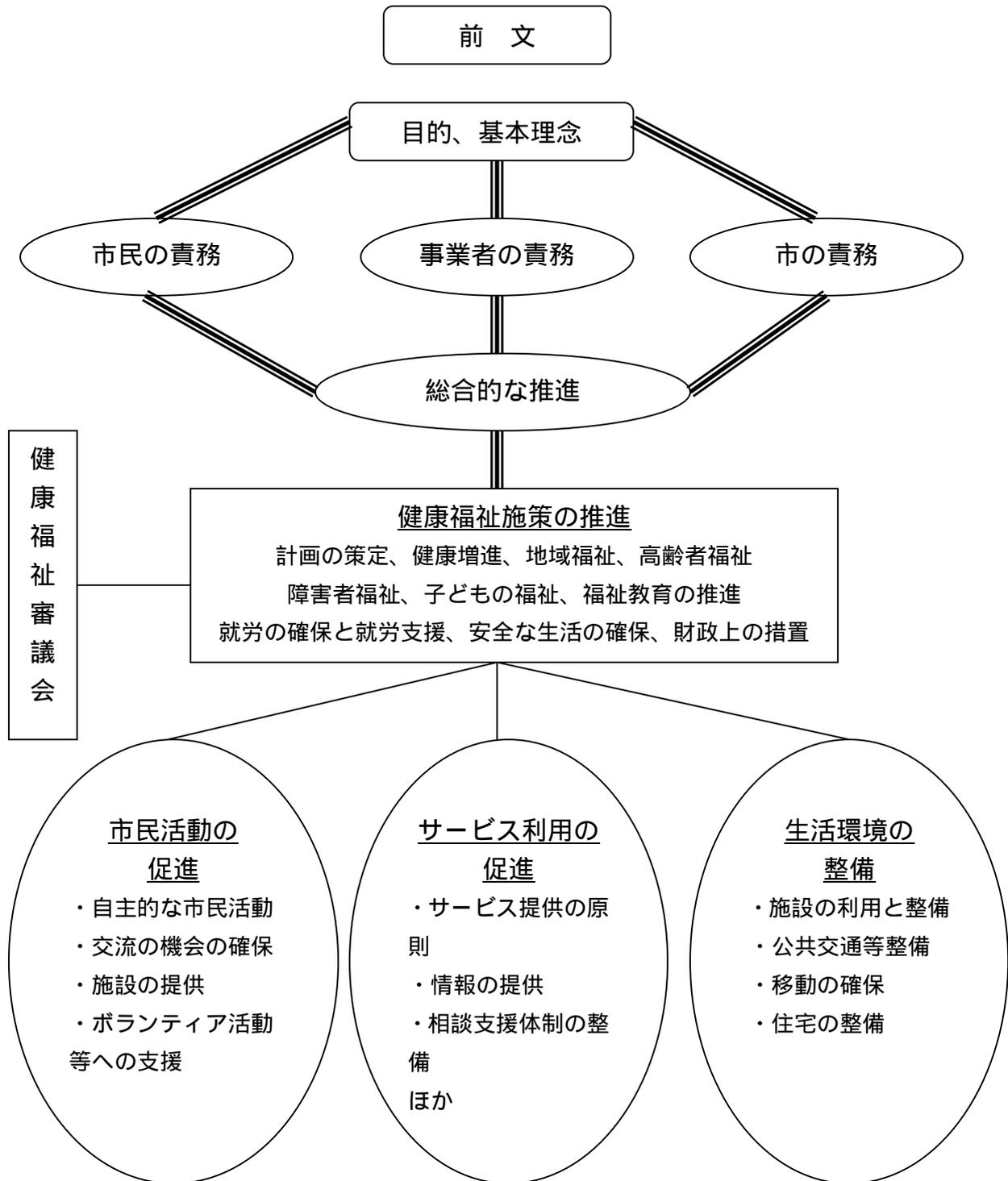


(仮称) 八戸市福祉のまちづくり条例

骨子案の体系



(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例 骨子案

1 前文

市民の誰もが、地域の中で、安心、安全かつ健やかに暮らすことができることを願っている。

それには、個人を尊重し合い、支えあい、ともに生きる社会を構築する必要がある。

市民、事業者及び市は、自らの役割と責任を認識し、相互に連携、協働しながら地域全体で支えあい、人にやさしい福祉のまち実現のために条例を制定する。

2 総則

(1) 目的

この条例は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、基本理念及び基本的事項を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市民が、安心、安全かつ健やかに暮らすことができる社会を築くことを目的とする。

(2) 基本理念

市民が個人として尊重され、等しく健康福祉サービスが享受できる社会を目指す。

市民が生涯にわたり健やかで、生きがいのある生活ができる社会を目指す。

市民が安心して生活できるよう、地域で支えあう社会を目指す。

市民が互いを思いやる心をもつよう意識の高揚を図り、人にやさしい福祉社会を目指す。

(3) 市民の責務

福祉のまちづくりの推進に努める。

健康福祉サービスを等しく受ける権利を有するとともに、それに伴い適正に負担する。

生涯にわたり自らの健康増進に努める。

理解と思いやりの心もち、高齢者や障害者等が安心して生活するために協力するよう努める。

(4) 事業者の責務

福祉のまちづくりの推進に努める。

雇用している勤労者の健康増進に努める。

高齢者や障害者等が安心して生活するために、支援及び環境の整備に努める。

高齢者、障害者等に対し、就労の機会の提供と雇用環境の整備に努める。

(5) 市の責務

市が行う全ての施策において、健康や福祉への配慮を行うとともに、健康福祉サービスの提供に必要な人材の確保、資質の向上に努める。

高齢者や障害者等が安心して生活するために、支援及び環境の整備に努める。

市民の権利を擁護し、健康福祉サービスを公平に提供するように努める。

(6) 総合的な推進

市民、事業者及び市は、それぞれの責務を自覚するとともに、相互に協力、連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進する。

(7) 国等との関係

市は、条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体との連携に努めるとともに、国等に対し制度の改善、その他必要な措置を講ずるよう要請する。

3 健康福祉施策の推進

(1) 計画の策定・公表・管理

市は、健康福祉施策の推進を図るため、健康増進、地域福祉、高齢者、障害者、子ども、その他必要な分野に関する計画を策定する。

計画の策定又は変更にあたっては、市民等の意見を反映するとともに、(仮称)八戸市健康福祉審議会の意見を聴く。

計画を策定又は変更したときは、速やかに公表する。

計画を着実に推進するため、進行を適切に管理する。

(仮称)八戸市健康福祉審議会が計画を評価した結果を公表する。

(2) 健康増進

市は、市民が健やかな生活が出来るように必要な施策を推進する。

(3) 地域福祉

市は、住みなれた地域における市民の自立した生活を支援するため、市民生活の維持向上に必要な施策を推進する。

(4) 高齢者福祉

市は、高齢者が生きがいを持ち、自立した生活ができるように必要な施策を推進する。

(5) 障害者福祉

市は、障害者が自らの持つ能力を発揮して、平等にあらゆる分野への参加ができ、自立した生活ができるように必要な施策を推進する。

(6) 子どもの福祉

子どもの保護者は、その養育する子どもの権利を保障しながら、子どもへの支援と家庭教育に努める。

市民、事業者と市は、子どもの権利を保障しながら、子どもへの支援、子育ての支援と母性の保護に努める。

(7) 福祉教育の推進

市は、市民が生涯にわたって福祉に対する正しい知識を得るよう福祉教育の推進に必要な施策を推進する。

(8) 就労の確保と就労支援

市は、高齢者、障害者等の就労を確保するため、広報、啓発等を行うとともに、就労支援に必要な施策を推進する。

(9) 安全な生活の確保

市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるように、防災、防犯等の安全確保に必要な施策を推進する。

(10) 財政上の措置

市は、健康福祉施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

4 市民活動の促進

(1) 自主的な市民活動

市民、事業者と市は、健康福祉施策に関する自主的な市民活動を円滑に進めるため、相互に協力する。

(2) 交流の機会の確保

市民、事業者と市は、地域での、健康福祉施策を進める上での相互理解を促進するため、交流の機会の確保に努める。

(3) 施設の提供

事業者と市は、自らが所有し、又は管理する施設を健康福祉施策の推進のため利用できるよう努める。

(4) ボランティア活動等への支援

市民と事業者は、自らの意思に基づいて、健康福祉施策に関するボランティア活動（以下「ボランティア活動」という。）に参加する。

事業者は、雇用している人が、積極的にボランティア活動に参加することができるよう支援に努める。

市は、市民と事業者によるボランティア活動その他の市民活動を促進するために、必要な支援を行う。

5 サービスの利用促進

(1) サービス提供の原則

社会福祉事業者、市と関係機関は、福祉サービスの利用促進を図るため、相互に連携し、サービスを充実させるとともに、その質を向上させるよう努める。

(2) 情報の提供

社会福祉事業者と市は、市民が適切にサービスを選択できるように広報、啓発などを行うとともに、必要な情報の収集及び提供に努める。

(3) 相談支援体制の整備

社会福祉事業者と市は、市民の相談に対し、迅速、的確かつ総合的に対処するために、相談支援体制の整備を図る。

(4) サービス評価と苦情解決

社会福祉事業者と市は、市民が福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス評価と苦情を解決する体制の整備に努める。

(5) 高齢者、障害者等の把握、対応

高齢者、障害者等は、自らの情報を自主的に提供し、健康福祉に関する活動に役立てるよう努める。

市民は、地域において、高齢者、障害者等を把握し、市民相互で助け合うように努める。

事業者は、市民の高齢者、障害者等に対する支援活動に協力する。

市は、市民と連携し、高齢者、障害者等の把握に努め、市民の支援活動を支えらるとともに、必要なサービスの提供を行う。

(6) 社会福祉事業者の責務

社会福祉事業者は、利用者に必要なサービスを提供するとともに、サービスに必要な人材の育成及び資質の向上に努める。

社会福祉事業者は、社会福祉の担い手としての責任を認識し、市民と市と協力して、健康福祉施策の推進に努める。

社会福祉事業者は、利用者や利用者の家族が社会福祉事業者と対等な立場に立ってサービスを受けられるよう努める。

6 生活環境の整備

(1) 施設の利用と整備

市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が公共的施設を安心して利用できるように協力する。

市は、高齢者、障害者等が公共的施設を安心して利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「青森県福祉のまちづくり条例」、その他の法令を遵守する。

(2) 公共交通車両等整備

公共交通車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共交通車両等を高齢者、障害者等が安心して利用できるよう整備に努める。

(3) 移動の確保

市民と事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、移動の支援と手段の提供に努める。

市は、高齢者、障害者等の移動の手段を確保するよう努める。

(4) 住宅の整備

市民は、将来にわたって安心して生活できるよう、所有する住宅の整備に努める。

住宅を供給する者は、高齢者、障害者等が安心して利用できる住宅の整備に努める。

7 (仮称) 健康福祉審議会

(1) 設置

市は、保健、医療、福祉に関する諸施策の推進を図るため、(仮称) 八戸市健康福祉審議会を設置する。

(2) 職務

審議会は、市長の諮問に応じ、保健、医療、福祉に関する諸施策の基本的事項について調査審議し、その結果を答申する。

審議会は、保健、医療、福祉に関する諸施策について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べる。